

第18回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

議事概要

1. 日 時 平成25年3月21日(木) 9:30～11:30
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 <<委員>> 宮本委員長、市川委員、小澤委員、北橋委員、見波委員、山内委員
4. 議事概要

これまでの審議状況と今後の予定を報告し、高速道路会社より認定申請を受けている11件の経営努力要件適合性について審議を行った。

議 事

[報告事項]

これまでの審議状況と今後の予定

[審議事項]

- [議題1] 地元協議によるのり面対策工の見直し
- [議題2] 地元及び関係機関との協議によるトンネル坑口位置の見直し
- [議題3] 地元との協議による人道カルバートボックスの廃止
- [議題4] 新規開通で必要となる伝送装置増設方法の見直し
- [議題5] 土運搬計画の不断の見直し検討による建設発生土受入地変更
- [議題6] 屋外受配電・自家発電設備の構築
- [議題7] 標識支柱の集約化
- [議題8] 現場打ち延長床板工法の開発
- [議題9] 新型支柱背面隠蔽式遮音壁の開発
- [議題10] 北関東自動車道(伊勢崎IC～太田桐生IC)の早期供用
- [議題11] 舞鶴若狭自動車道(小浜西IC～小浜IC)の早期供用

報告事項について

- これまでの審議状況と今後の予定について、事務局より報告を行った。

審議事項について

- 議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

・のり面の形状変更で地権者にもメリットがあったのではないか。(委員)
→牧草を採る採草地で、形状変更で地権者にもメリットがあったのだろうと思う。しかし、会社としては、のり面勾配を緩くしてコスト削減することは当然のことと考えていて、今回の会社経営努力は地権者と困難な協議を重ね形状変更の了解を取り付けたことである。(会社補足説明)

●議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を 0.5 と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・公的機関同士の協議であり、一般の方は当然行われるべきことではないかというイメージを持つが、大変だというのは分かる。(委員)
- ・構造変更に関して JR と理詰め の整理をすることは困難だったと思われるが、協議相手が公的機関であることを踏まえて経営努力の判断をする必要がある。(委員)
- ・都市計画の変更まで行っていることを考えると会社の貢献度は標準的ではないか。(委員)

●議題3について、防犯上問題のある計画を見直すという行為は社会的に見ても有益であり、一層の計画見直しの実施を期待するが、本委員会における会社の経営努力要件の適合性という観点においては、運用指針に定める経営努力要件に適合しないと判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・55m もの閉鎖空間を通学路にするとするのは、防犯上当初計画が良くなかったと思う。(委員)
 - ・協議の相手方にもメリットのある提案であり、執拗な反対を受けたのか。(委員)
- 執拗な反対を受けたとは言いきれない。(会社補足説明)

●議題4について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・会計検査院から過去に資機材の再利用などを指摘されたと言うことは、当然行われるべきこととも取れる。道路公団が3会社に分割される前であれば実施されていたのか？(委員)
- 不足する一部の機材について新設を計画したが、数年後に大規模更新の予定がある中で、今回は費用縮減のため既存設備の使用期間延長に着目し、努力をしたものである。(会社補足説明)
- ・会計検査院の指摘はジェットファンに絞った話であったので、他の機材にも対象を広げたとすることは評価して良いのではないか。(委員)
 - ・数年後に大規模更新が想定されている中で、費用の縮減のための特殊な既存設備の使用期間延長の工夫を行ったことが会社の経営努力にあたる。(委員)

●議題5について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・土運搬経路を決定するにあたっては、地元協議の上経路を決めているのではないか。また、経路を変えるにあたり、変更するための地元協議も行っているのではないか。(委員)
- 事業全体を通して非常に困難な地元協議を行っていた。そのような中で、土運搬を実施するにあたっては、計画段階より地元からの苦情等が発生しないよう配慮を行っていたもので、運搬経路の変更にあっても、複数の運搬ルート選定や運搬量を指定するなどの工夫を行い、地元協議で事業全体が円滑に進むように配慮した。(会社補足説明)
- ・他の現場でもなされているような工夫ではないのか。(委員)

→複数の工事で現場発生土の処分地を共有している場合は、発注者が運搬ルートの指定を行い、その後は受注者において詳細な運搬計画を立案し運搬することが一般的で、発注者が複数の運搬ルート選定や運搬量の指定を行うなどの工夫をしていることは、例がないと思う。(会社補足説明)

●議題6について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・受配電設備等を屋内に作らないといけないと言うような規則やガイドラインはあるのか。(委員)
- 規則等はないが、屋内設置は温度変化や悪天候時の故障・障害対策である。今回は高架下環境を積極的に利用したことと、機密等に配慮する必要がある設備は近傍の料金所施設の屋内を利用できるという条件が揃った。(会社補足説明)
- ・現場特有の条件に当てはまる努力と言える。(委員)

●議題7について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・標識柱やスノーポールを乱立させることがそもそも問題なのではないか。(委員)
- 暫定2車線の区間で距離標とスノーポールが左側路肩に設置される構造であったところに着目して工夫した。(会社補足説明)
- ・標識柱などを大々的に集約する事例は無く、現場特有の工夫と言っても良いのではないか。(委員)

●議題8について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・今後、新設区間では場所打ちの延長床版の採用を徹底した方が良い。(委員)

●議題9について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

●議題10について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

●議題11について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度(α)を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・水害の後早期に復旧を行った点も会社経営努力と認定しても良いのではないか。(委員)

●その他意見

- ・議題3については、経営努力要件の適合性の観点からは認定するまでに至らなかったが、社会的に大変有益となる計画見直しであり、今後も継続してこのような努力をお願いしたい。(委員)

以上